

経済産業省

中第 号

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第3条第1項の規定に基づき、令和7年度における中小企業支援事業の実施に関する計画を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

令和7年度中小企業支援計画

I. 中小企業の支援に関する基本方針

中小企業が持続的な発展・成長を目指すことができるよう、国、都道府県等（中小企業支援法施行令で指定する市を含む。以下同じ。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、各中小企業支援機関とも緊密に連携しながら、適切な支援体制を構築し、万全を期していく。

1. 中小企業支援体制に関する基本方針

（1）中小企業支援機関に関する基本方針

令和6年度は円安・物価高が継続し、30年ぶりに「金利のある時代」が到来した。輸出より輸入比率が高く、借入金依存度も高い中小企業・小規模事業者にとって、これらは利益下押しのリスクとなり得るため、中小企業・小規模事業者が直面する状況は依然として厳しい状況にある。

また、2024年の春季労使交渉では、約30年ぶりの賃上げ率を達成したが、大企業との差は拡大した。中小企業の労働分配率は既に8割に近いため、更

なる賃上げ余力も厳しい状況にある。一方で、人手不足は依然として深刻な状況にあるため、人材確保のために業績改善を伴わない賃上げも増えている。

知見やノウハウが不足する中小企業・小規模事業者がこうした課題に単独で対応していくことは難しいため、これまで中小企業・小規模事業者が抱える経営課題の解決を支援してきた支援機関の役割は、今後も引き続き重要。

また、環境変化が激しく、不確実性が高まる時代においては、企業の経営力そのものが重要となり、経営課題の解決に加え、自己変革、自走化を目指す伴走支援が有効。

加えて、事業者から寄せられる相談内容が多様化する中、支援機関が単独で支援を行うことが難しくなっており、支援機関同士の連携も必要である。今後、連携体制の構築に向けたモデルとなる好事例を全国に展開し、多様化・複雑化する経営課題を抱える中小企業・小規模事業者が、適切な支援を受けられる体制を強化していく。

（２）国・都道府県等・中小機構に関する基本方針

国、都道府県等及び中小機構は、自らが中小企業支援施策の実施機関としての役割を果たすとともに、支援人材の育成や支援機関に対する支援を通じて、支援機関の能力向上等に取り組み、支援機関同士の役割分担を行い、連携を推進することによって、中小企業支援に関する取組を実施する。特に、都道府県等ごとによる地域の実情に応じた、効率的・効果的な支援体制の構築を整備することに留意する。

２．中小企業支援施策に関する基本方針

予算・税・制度改正等の政策手段を総動員し、中小企業・小規模事業者等の飛躍的成長、規模拡大、新事業進出・事業転換、生産性向上・省力化等の投資を促すとともに、中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げにつなげ、地域経済の好循環と成長型経済への転換を実現する。

物価高、エネルギー高、構造的な人手不足等、厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者等に対する価格転嫁対策や資金繰り支援、省力化投資の支援等に万全を期し、持続的賃上げの実現に向けた環境整備を図る。

また、小規模事業者支援、事業承継、社会課題解決等を通じて、地域経済の活性化を図る。

Ⅱ．国の事業

１．実施体制

Ⅰの基本方針を踏まえ、国は、全国によろず支援拠点を整備するとともに、

施策ごとの支援機関（事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会等）、さらには認定等を通じた民間機関の活用も踏まえ、中小企業支援体制を整備する。その上で、よろず支援拠点や認定経営革新等支援機関の経営支援機能の向上に向けた取組を講じる。その際、伴走支援については、「経営力再構築伴走支援ガイドライン」（令和5年6月22日）を踏まえ、中小企業の人材課題については、「中小企業・小規模事業者人材活用ガイドライン」（令和5年6月22日）に基づき課題設定から課題解決までを支援するなど、各政策分野において伴走支援が実施されるよう取り組む。

2. 概要

【中小企業支援法第3条第1項に定義する中小企業支援事業】

中小企業支援法第3条第1項に基づき、令和7年度中小企業支援事業を以下のとおり実施する。

（1）中小企業者の依頼に応じて、その経営方法に関し、経営の診断又は経営に関する助言を行う事業

① 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（予算）

34億円（令和7年度当初予算額）

20億円（令和6年度補正予算額、
事業環境変化対応型支援事業の内数）

各都道府県によろず支援拠点を整備するなど、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備する。

② 中小企業活性化・事業承継総合支援事業（予算）

144億円（令和7年度当初予算額）

61億円（令和6年度補正予算額）

中小企業活性化協議会による事業再生支援や事業承継・引継ぎ支援センターによる円滑な事業承継・引継ぎ支援等を実施する。

③ 中小企業取引対策事業（予算）

29億円（令和7年度当初予算額）

8.3億円（令和6年度補正予算額）

価格交渉促進月間や、下請Gメン等による取引実態の把握、中小受託取引適正化法の厳正な執行、下請かけこみ寺での相談対応等を実施する。

④小規模事業者対策推進等事業（予算）

61億円（令和7年度当初予算額）

小規模事業者支援法に規定する「経営発達支援計画」「事業継続力強化支援計画」に基づき、商工会等が実施する小規模事業者の販路開拓や事業計画の策定、BCP計画の策定支援、広域的な支援体制の構築等に要する経費を支援する。また、全国商工会連合会・日本商工会議所が商工会等と連携して実施する全国的な販路開拓など、地域の持続的発展に向けた取組を支援する。さらに、小規模事業者が直面する諸課題に円滑に対応できるよう、全国商工会連合会及び日本商工会議所を通じ、全国の商工会・商工会議所等が行う窓口相談・巡回指導やセミナー開催等に対応する人員を派遣する取組を支援する。全国商工会連合会及び日本商工会議所が、地域の経済や雇用を支える小規模事業者にとって身近な存在である商工会・商工会議所を指導するため、万全な支援の確保に要する研修開催費等を支援する。経営発達支援計画等には一定の知識と経験を有した経営指導員を関与させる必要があるため、経営指導員に対する講習の実施を支援する。

⑤事業環境変化対応型支援事業

112億円（令和6年度補正予算額）

外部環境の変化に伴う経営課題に対応するため、支援機関に対する専門家派遣や指導員向けの講習、よろず支援拠点におけるコーディネーターの増員等を通じて、相談体制強化を図る。また、中小企業・小規模事業者がインボイス制度への対応を円滑に実施できるよう、相談内容に応じた各種窓口への案内や相談体制の構築等を行う。

⑥中小機構による海外展開支援（中小企業海外展開総合支援事業等）

中小機構運営費交付金の内数

新規に海外市場の獲得を目指す中小企業・小規模事業者等による輸出（海外戦略の立案、ブランディング・プロモーション等）を支援する。

（2）中小企業者の依頼に応じて、技術に関する助言を行う事業又はそのために必要な試験研究を行う事業

①成長型中小企業等研究開発支援事業（G o - T e c h 事業）（予算）

123億円（令和7年度当初予算額）

中小企業が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発、試作品開発等に係る取組を最大3年間支援する。また、中小企業によ

るイノベーション創出を強力に支援する活動を普及・拡大するための実証事業を行う。

(3) 中小企業の経営方法又は技術に関し、中小企業者又はその従業員に対して研修を行う事業

①地域中小企業人材確保支援等調査・分析

4. 0億円（令和7年度当初予算額）

人材活用ガイドライン等の普及を通じ、副業・兼業人材、女性、高齢者等の多様な人材の戦略的な活用を促進する。

(4) 中小企業支援担当者を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

①小規模事業対策推進等事業（予算）（再掲）

②中小企業連携組織対策推進事業（予算）

6. 0億円（令和7年度当初予算額）

中小企業連携組織支援のための専門機関である全国中小企業団体中央会等を通じて、指導員向けの研修等を支援する。また、経営革新・改善に取り組む中小企業組合等に対して、中央会指導員がサポートしつつ、その実現化に向けた取組を支援する。さらに、外国人技能実習生受入事業を行う中小企業組合（監理団体）等の事業が適正に行われるように支援を行う。

(5) 上記に掲げるもののほか、中小企業の経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言に関連する事業

①地方公共団体による小規模事業者支援推進事業

10億円（令和7年度当初予算額）

地方公共団体と連携し、地域の実情を踏まえた小規模事業者の販路開拓・生産性向上に向けた取組や小規模事業者等の災害復旧を支援する。

②経営革新支援事業

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業が新たな事業活動を行うことで経営の向上を図ることを目的として作成し、承認された経営革新計画に対し、低利の融資制度や信用保証の特例等の支援等を通じ、その事業活動を支援する。

③中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（予算）（再掲）

【その他の中小企業支援事業】

令和7年度予算に基づき、事業承継・再編・統合等による新陳代謝の促進、生産性向上・人手不足対策、地域の稼ぐ力の強化、経営の下支え、事業環境の整備、災害からの復旧・復興、強靱化の観点から以下のとおり中小企業支援事業を実施する。

（１）事業承継・再編・創業等による新陳代謝の促進

①事業承継・M&A補助金（予算）

中小企業生産性革命推進事業3400億円の内数
（令和6年度補正予算額）

事業承継に際しての設備投資や、M&Aの専門家活用、M&A後のPMI時の専門家活用・設備投資等を支援する。

②中小企業活性化・事業承継総合支援事業（予算）（再掲）

③中小企業新事業進出促進事業（中小企業新事業進出補助金）（予算）

既存基金を活用

企業の成長・拡大を通じた生産性向上や賃上げを促すために、中小企業等が行う、既存事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援する。

④後継者支援ネットワーク事業（予算）

4.0億円（令和7年度当初予算額）

後継者同士の切磋琢磨できる場を創出し、既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを競うイベントを開催する。

⑤中小企業資金繰り支援事業（予算）

223億円（令和7年度当初予算額）

日本政策金融公庫からの融資における金利を引下げるための利子補給や信用保証制度等を通じた資金繰り支援を実施する。

・日本政策金融公庫補給金：153億円

・中小企業信用補完制度関連補助事業：39億円 等

⑥中小企業等の資金繰り支援（予算）

既存予算の活用

公庫制度融資の貸上げ特例の継続、通常資本金劣後ローンの運用見直し、成長志向の中小企業への資金繰り支援の拡充、民間金融機関のプロパー融資と組み合わせた協調支援型の保証制度の新設等を行う。

⑦小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）（予算）

中小企業生産性革命推進事業 3400 億円の内数
（令和 6 年度補正予算額）

小規模事業者等が経営計画を自ら作成し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の取組を支援する。

（2）生産性向上、デジタル化

①中小企業生産性革命推進事業（予算）

3400 億円（令和 6 年度補正予算額）

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、それらの成長投資や革新的な製品・サービスの開発、販路開拓、海外展開、M&A、人材育成等をハード・ソフトの両面で支援する。

②中小企業省力化投資促進事業（省力化補助金）（予算）

既存基金を活用

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を支援するとともに、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を支援する。

③成長型中小企業等研究開発支援事業（G o - T e c h 事業）（予算）
（再掲）

④地方公共団体による小規模事業者支援推進事業（予算）（再掲）

⑤小規模事業者対策推進等事業（予算）（再掲）

⑥省エネ・非化石転換補助金（予算）

600億円（令和6年度補正予算額）

工場のボイラや工業炉、ビルの空調設備や業務用給湯器などを、省エネ型設備へと更新することを支援する。複数年の投資計画にも対応する。

※令和6年度補正において、国庫債務負担行為を含め総額2,375億円を措置。

⑦省エネ診断（予算）

34億円（令和6年度補正予算額）

6.1億円（令和7年度当初予算額）

省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイスする「省エネ診断」を、中小企業が安価で受けられるよう支援する。これまでのウォークスルーを中心とした診断に加えて、計測機器を用いた設備・プロセスごとのエネルギー使用状況の見える化、分析・提案に対応するメニュー（IT診断）を追加し、支援する。

（3）地域の稼ぐ力の強化

①ゼブラ企業創出・育成のためのエコシステム定着に向けた調査・分析（予算）

5.0億円（令和7年度当初予算額）

ゼブラ企業による社会課題解決事業を支援する地域の関係者を中心としたエコシステムの定着を図る。

②地域中小企業人材確保支援等調査・分析（予算）（再掲）

③小規模事業対策推進等事業（予算）（再掲）

④地方公共団体による小規模事業者支援推進事業（予算）（再掲）

⑤中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）

中小企業生産性革命推進事業3400億円の内数
（令和6年度補正予算額）

売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援する。

⑥100 億企業育成ファンド出資事業（予算）

30 億円（令和 6 年度補正予算額）

中小機構の出資によりファンドを組成し、売上高 100 億円超を目指す中小企業等に対し、リスクマネー供給、ハンズオン支援を実施する。

⑦「100 億企業」創出加速に向けた調査・分析

0.6 億円（令和 7 年度当初予算額）

売上高 100 億円以上への成長を目指す企業の経営者ネットワーク構築や成長に向けた機運醸成を促進するための調査を実施する。

⑧中堅・中小大規模成長投資補助金

8.7 億円（令和 7 年度当初予算額）

1,400 億円（令和 6 年度補正予算額）

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、人手不足等の課題に対応するために行う、工場等の拠点の新設等の大規模な設備投資を促進する。

※令和 5 年度補正予算及び令和 6 年度補正予算において、国庫債務負担行為（それぞれ総額 3,000 億円）を措置。

（4）経営の下支え、事業環境の整備

①中小企業取引対策事業（予算）（再掲）

②小規模事業者経営改善資金融資事業（予算）

30 億円（令和 7 年度当初予算額）

※中小企業資金繰り支援事業の内数

小規模事業者を金融面から支援するため、商工会・商工会議所等の経営改善普及事業に基づく経営指導を受けている小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う。

③中小企業活性化・事業承継総合支援事業（予算）（再掲）

④中小企業連携組織対策推進事業（予算）（再掲）

⑤中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（予算）（再掲）

⑥中小企業等の資金繰り支援（予算）（再掲）

⑦小規模事業者対策推進事業（予算）（再掲）

⑧事業環境変化対応型支援事業（予算）（再掲）

（５）災害からの復旧・復興、強靱化

①なりわい再建支援事業（令和６年能登半島地震等）（予算）

１５０億円（令和６年度補正予算額）

令和６年能登半島地震等により大きな被害を受けた地域を対象に、県が策定する復興事業計画に基づいて復興に取り組むグループ構成員（被災中小企業等）の行う施設復旧等の費用を補助する。

②小規模事業者経営改善資金融資事業

（令和６年能登半島地震災害マル経）（予算）

日本政策金融公庫の事業として実施

令和６年能登半島地震等により被害を受けた小規模事業者の資金繰りを支援するため、小規模事業者経営改善資金として支援する。

③小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）（予算）

中小企業生産性革命推進事業３４００億円の内数
（令和６年度補正予算額）

令和６年能登半島地震等により被害を受けた小規模事業者等が、事業の再建に向けた計画を自ら作成し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業再建を支援する。

④被災商店街等再建支援事業（予算）

２．０億円（令和６年度補正予算額）

令和６年能登半島地震により被害を受けた地域の商店街等を対象に、アーケード・街路灯等の復旧や集客イベント開催等の賑わいの創出を図るための取組を支援する。

⑤地方公共団体による小規模事業者支援推進事業（災害時）（予算）

１０億円（令和６年度補正予算額）

１０億円の内数（令和７年度当初予算額）

地方公共団体が、災害救助法適用・局激指定災害の復旧支援を目的と

した施策（施設及び設備の復旧のための事業）を講じる場合に、国が当該施策に要する経費の一部を支援する。

⑥なりわい再建支援事業（令和２年７月豪雨）（予算）

９．８億円（令和６年度補正予算額）

令和２年７月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者の事業に不可欠な施設・設備の復旧を支援する。

⑦中小企業等グループ補助金（令和３年・４年福島県沖地震）（予算）

５１億円（令和６年度補正予算額）

令和３年、令和４年福島県沖地震により被害を受けた地域を対象に、中小企業等で構成するグループの復興事業計画に基づき事業者が行う施設・設備の復旧を支援する。

Ⅲ．都道府県等の事業

１．実施体制

Ⅰの基本方針を踏まえ、都道府県等は、地域内の中小企業支援センターや商工会・商工会議所、国が整備するよろず支援拠点や施策ごとの支援機関（事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会等）、加えて認定等による民間機関の活用など、各支援機関等との連携を通して、地域の実状に応じた体制整備や地域内の中小企業の課題解決の支援に努める。

加えて、その効果をより確実なものとするため、国の事業との相乗効果を図り、以下に例示する支援施策の実施や、必要な予算の確保に加え、各種支援施策のさらなる周知に努める。

また、事業継続や業態転換、事業再構築等を支援するとともに、事業承継や生産性向上、人材確保といった構造的問題に対応する支援に努める。

これらを効果的に展開するため、他の都道府県等の自治体及び国との定期的な意見交換等を通じて、相互に支援事業の実施状況や成果を把握し、中小企業支援の在り方について常に見直しを行うことで、PDCAサイクルを通じて事業の実効性向上を図る。

以上の実施に際して、「経営力再構築伴走支援モデル」の考え方を踏まえるよう留意する。

２．概要

都道府県等が行う令和７年度の各支援事業は、上記観点を踏まえ、以下のとおりとする。

(1) 中小企業者の依頼に応じて、その経営方法に関し、経営の診断又は経営に関する助言を行う事業

①都道府県等中小企業支援センター事業

都道府県等中小企業支援センターにおいて、中小企業の抱える専門的な経営課題解決のための相談事業、専門家派遣事業、情報提供等事業、研修事業等を行う。

(2) 中小企業者の依頼に応じて、技術に関する助言を行う事業又はそのために必要な試験研究を行う事業

①公設試験研究機関を通じた支援事業

地域の振興に資する競争力のある自立した中小企業の育成を目指し、地域産業や企業が抱える課題やニーズを把握し、研究開発、試験分析、技術相談などを通じて、その解決を支援する。

(3) 中小企業の経営方法又は技術に関し、中小企業者又はその従業員に対して研修を行う事業

①中小企業の人材確保支援事業

中小企業に対する働き方改革等に関する研修や外国人材雇用に関する相談窓口の設置等を行うほか、中小企業者が従業員に対して研修を受講させる際の支援を行う。

(4) 中小企業支援担当者を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

①中小企業支援機関の人材確保支援事業

地域における中小企業支援機関の支援担当者の能力強化に係る研修事業を行う。

(5) 上記に掲げるもののほか、中小企業の経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言に関連する事業

①経営革新支援事業（再掲）

②事業承継支援事業

「事業承継・引継ぎ支援センター」を中心に各都道府県に構築される事業承継ネットワークにおいて、地方自治体や他の支援機関等と連携しつつ、都道府県における事業承継支援体制の整備・強化を行う。また、

事業承継税制に係る認定・活用促進を行う。

③創業支援等事業

産業競争力強化法に基づき、市区町村が地域の支援機関と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、コワーキング事業等の創業支援を実施する「創業支援等事業計画」の策定を支援するとともに、市区町村と連携した創業に関する普及啓発や創業希望者への一体的な支援を行う。

④地方公共団体による小規模事業者支援推進事業（予算）

地方公共団体が小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を支援する。

⑤商店街・中小小売商業の振興支援事業

都道府県商店街振興組合連合会において、各商店街振興組合等に対し商店街の活性化のために必要な情報提供や指導等を行う。また、中小小売商業の振興に係る支援事業を行う。

⑥中小企業等経営強化法の活用促進事業

中小企業者における「先端設備等導入計画」制度の積極的な活用を促すため、計画策定手続きや税制支援の内容等を中小企業者に周知・広報する。

⑦商工会・商工会議所の活動を支援する事業

三位一体改革等により移譲されている財源をもとに商工会・商工会議所の経営指導員の人件費や事業費などの必要な予算を措置し、中小企業の経営に関する助言等の活動を支援する。

IV. 独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業

1. 実施体制

Iの基本方針を踏まえ、中小機構は、第5期中期目標（令和6年3月1日付け財務大臣及び経済産業大臣指示）に基づき、地域本部等をはじめとした広域的な中小企業支援の実施体制を効果的かつ効率的に運用する。

また、中小企業・小規模事業者に対しては、経営環境の変化も見据え、地域の中小企業支援機関等との連携・協働を一層強め、中小企業の経営課題に即応した切れ目のない支援を提供する体制を構築するとともに、地域の中小企業支

援機関等の支援機能及び能力の向上・強化を支援する。

2. 概要

中小機構が行う令和7年度の各支援事業は、上記観点を踏まえ、以下のとおりとする。

(1) 中小企業者の依頼に応じて、その経営方法に関し、経営の診断又は経営に関する助言を行う事業

①地域牽引・成長志向の中小企業への支援

- ・地域牽引・成長志向企業等の多様な経営課題に対し、相談・助言や専門家によるハンズオン支援により成長を促す一貫した支援を実施する。
- ・地域経済に大きなインパクトを与える売上高 100 億円の達成を目指す中小企業に対して、「100 億宣言」の運営・管理を通じた機運醸成や経営者・経営幹部ネットワーク形成を図るとともに、中長期的な伴走支援及び機構の各種支援施策の活用により、成長段階に応じた様々な経営課題に対応する支援を実施する。

②企業の成長段階に応じた新市場開拓支援

- ・中小企業の新たな事業展開や海外等の成長市場における需要の取込みに向けて、海外展開に関する情報提供、相談・助言、ハンズオン支援や、海外市場等での受容性調査、Web マッチングサイトを活用した国内外企業とのビジネスマッチング、展示会・商談会等の実施を通じ、新規に輸出に挑戦する事業者等の支援に取り組むとともに、支援機関・金融機関等と連携した支援を充実させる。

③スタートアップの創出・成長への支援

- ・全国のスタートアップの担い手の確保と将来の中核企業への成長促進のため、地域のスタートアップ・エコシステムと連携し、アクセラレーションプログラム、ビジネスマッチング等の支援を行う。
- ・創業機運の向上やアントレプレナーシップの醸成のため、模範的な経営者等を発掘・表彰する事業を行う。

④事業承継・経営体力強化への支援

- ・地域での事業承継支援の定着、自走化に向け、専門家派遣等や補助金による支援機関等への助成を実施する。
- ・IT化が進んでいない中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援

機関等に対して、相談対応等、専門家によるIT導入・定着支援のサポートなどを行う。

⑤商店街・中小小売商業の振興支援事業

- ・高度化事業及び中心市街地・商店街等活性化支援事業において、地域の支援機関等と連携し、専門家等による相談・助言等を実施することで、地域経済活性化へ貢献する。

⑥経営環境変化対応への支援

- ・生産性向上や事業再構築等を後押しするため、資金的な支援として補助事業の確実な運営を行う。

(2) 中小企業者の依頼に応じて、技術に関する助言を行う事業又はそのために必要な試験研究を行う事業

①スタートアップの創出・成長への支援

- ・将来の地域中核企業等の創出のため、インキュベーション施設の運営を実施するとともに、インキュベーションマネージャーや各地域の支援機能と連携を図り、入居者の事業化の促進に取り組む。

(3) 中小企業の経営方法又は技術に関し、中小企業者又はその従業員に対して研修を行う事業

①経営環境変化対応への支援

- ・中小企業・小規模事業者の経営力強化や生産性向上を支援するため、経営者、管理者及びこれらの候補となる中核人材などに対し、経営課題解決に資する実践的な研修や演習などを提供する。

(4) 中小企業支援担当者を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

①事業承継・経営体力強化への支援

- ・事業承継・引継ぎ支援センター・中小企業活性化協議会・よろず支援拠点間での連携が円滑に行われるよう、3機関の連携を促進し、効率的・合理的な支援体制の構築及び支援体制強化に貢献する。
- ・全国の事業承継・引継ぎ支援センターに対する支援能力強化につながるノウハウや知識等の相談・助言、研修及び優良事例の共有等を行う。
- ・地域での事業承継支援の定着、自走化に向け、専門家派遣による助言や講習会等により支援機関等の支援能力の向上を図る。

- ・全国の中小企業活性化協議会に対する情報提供、相談・助言、専門家の派遣等を実施する。
- ・よろず支援拠点の全国本部としてよろず支援拠点への支援体制等の充実、研修、助言、情報提供、優れた支援事例の共有等を実施する。
- ・支援機関等による中小企業・小規模事業者の支援に必要な知識、施策情報、支援ツールの提供及び講習会を実施する。
- ・創業支援等事業計画の認定を受けた自治体等に対し、支援能力向上のためのノウハウや施策情報等の提供のための講習会等を行う。
- ・地域の中小企業支援機関等の支援機能及び能力の向上・強化のための相談・助言、講習会、実践的な研修等を実施する。

(5) 上記に掲げるもののほか、中小企業の経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言に関連する事業

①スタートアップの創出・成長への支援

- ・成長初期段階やグローバル展開等を目指すスタートアップ等に投資を行う内外のベンチャーキャピタルが運営するファンドへの出資を通じて、スタートアップ等へのリスクマネー供給を円滑化する。

②事業継続・経営体力強化への支援

- ・将来の生活の安定等のための小規模企業共済制度、連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の普及及び加入促進を図る。
- ・個別又は複数の中小企業・小規模事業者による事業継続力強化計画の策定支援を実施する。また、当該計画の見直しや実効性向上に向けた支援を実施する。

③経営環境変化対応への支援

- ・令和6年能登半島地震等の大規模災害により被災した地域や中小企業・小規模事業者の復興と自立化のため、国の政策展開と連携し支援等を実施する。

以上